

行動計画

社員が長時間労働を抑制することや、仕事と子育てを両立させることで、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境をつくることによって、全ての社員が個々の能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日 ～ 平成34年3月31日までの4年間

2 内容

目標1 所定外労働の抑制に対する取組みを強化する

<対策>

平成30年4月～

- ・ 残業に対する基本方針（月間残業時間の「目標時間」と「上限時間」、全社統一の「退社目標時間」等制定）に則り、今後4期に亘って段階的に残業時間の抑制を図る

平成31年10月～

- ・ 法改正に対応した新勤怠システムを導入し、実労働時間の管理徹底を図る（就業規則改訂を含む）

目標2 全社員が年次有給休暇取得日数を必ず5日以上取得する

<対策>

平成30年4月～

- ・ 期初に各自が年度における計画有休5日を設定し、所属部門内でのスケジュール調整の上、休暇取得の促進を図る
- ・ 管理責任者は、月次で配布される「有給休暇取得状況管理表」により、部員が計画的に有休取得がされているか確認し、取得促進に努める

目標3 計画期間内に ・男性の育児休業取得者を1人以上とする ・女性社員の育児休業取得率100%を維持・継続する

<対策>

平成30年4月～

- ・ 社内イントラ等を通じて、継続的に制度の周知、啓発を行う
- ・ 配偶者が出産した場合に利用できる社内制度について個別に案内をする
- ・ 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修等の啓発活動を行う